

**第 5 回 堺市歴史的風致維持向上計画協議会
議 事 録**

1. 日 時:平成 25 年 3 月 29 日 (金) 14:00~15:30
2. 場 所:堺市民会館 大集会室
3. 出席者:

区 分		勤務先／役職名等	氏 名	備 考
委員	学識経験を有する者	大阪大学 大学院 准教授	小浦 久子	
		大阪府立大学 教授	橋爪 紳也	欠席
		大阪府立大学 大学院 教授	増田 昇	副会長
		京都府立大学 教授	宗田 好史	
	公共的団体から選出された者	大仙学区連合自治会 会長	岡本 邦彦	欠席
	公募に応じた市民	公募	小松 清生	
		公募	鶴田 晴子	欠席
	行政関係者	大阪府教育委員会事務局 文化財保護課長	荒井 大作	監事
		堺市 副市長	田村 恒一	会長

事務局 : 堺市

文化観光局 局長 志摩 哲也
 建築都市局 局長 島田 憲明
 建設局長 局長 岡本 広美
 文化観光局 文化部 部長 岡崎 尚喜
 文化観光局 世界文化遺産推進室 室長 宮前 誠
 建築都市局 都市計画部長 坂元 肇
 文化観光局 観光部 部次長 森 功一

事務局

文化観光局 文化部 文化財課 課長 野田 芳正
 文化観光局 文化部 文化財課 主幹 小林 初恵
 文化観光局 文化部 文化財課 技術職員 永井 正浩
 建築都市局 都市計画部 都市景観室 室長 休場 理夫
 建築都市局 都市計画部 都市景観室 主幹 諫田 登美代
 建築都市局 都市計画部 都市景観室 主査 室谷 直樹

傍聴者 : 1名

4. 資料:

- 資料 1: 堺市歴史的風致維持向上計画協議会 委員名簿
- 資料 2: 堺市歴史的風致維持向上計画協議会委員 配席図
- 資料 3: 堺市歴史的風致維持向上計画 (案)
- 資料 4: 堺市歴史的風致維持向上計画 (案) 概要版
- 資料 5: 堺市歴史的風致維持向上計画 スケジュール (予定)

5. 議事:

5-1. 開会

事務局：お待たせいたしました。定刻となりましたので、ただ今より第 5 回堺市歴史的風致維持向上計画協議会を開催いたします。本日はご多忙のところ、お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。私は、本日の進行をさせていただきます、都市景観室の諫田と申します。どうぞ、よろしく願いいたします。

まず始めに、岡本委員、鶴田委員、橋爪委員は、本日所用のため欠席される旨連絡をいただいております。本日の協議会は、「堺市歴史的風致維持向上計画協議会規約」第 9 条 2 項の規定に基づき、委員の 2 分の 1 以上の出席があり、定数に達しておりますので会議は成立しております。

では、会議に先立ちまして、資料の確認をさせていただきます。お手元の資料をご確認ください。

議事次第

- 資料 1 堺市歴史的風致維持向上計画協議会 委員名簿
- 資料 2 堺市歴史的風致維持向上計画協議会委員 配席図
- 資料 3 堺市歴史的風致維持向上計画(案)
- 資料 4 堺市歴史的風致維持向上計画(案) 概要版
- 資料 5 堺市歴史的風致維持向上計画 スケジュール(予定)

以上です。資料の不足等ございませんでしょうか。

本日の会議は「堺市歴史的風致維持向上計画協議会の傍聴に関する規定」に基づき公開としております。会議の記録のため、事務局で必要に応じ写真撮影、録音などをしておりますのでお断り申し上げます。また、携帯電話につきましては電源を切るかマナーモード設定をいただき、会議中の通話をご遠慮いただきますようお願いいたします。

それでは、ただ今より議事に移りたいと思います。田村会長、よろしくお願いいたします。

田村会長：会長をつとめさせていただいております田村でございます。本日は事実上の年度末の日でございます、非常にお忙しいところ、お集まりいただきまして誠にありがとうございます。

今回は第 5 回ということで、前回の第 4 回は昨年 10 月です。その間、国との協議も重

ねてきて、聞きますと 10 回行ってきたとのこと。この計画もいよいよ大詰めの時期になっています。本日いろいろ御審議をいただいたうえ、おそらく来年度に入りまして、もう一回開催するくらいでフィニッシュということになろうかと思っておりますので、最期の詰め、最後のとりまとめの議論をどうぞ宜しくお願い致します。

それでは、議事（1）の堺市歴史的風致維持向上計画についてということで、事務局から説明をお願いします。

5-2. 堺市歴史的風致維持向上計画について

文化財課：文化財課の野田でございます。どうぞ宜しくお願いします。昨年 10 月にこの堺市歴史的風致維持向上計画協議会を開催して以降、文化庁、国交省、農林省との協議を重ねつつ、庁内関係各課とのワーキング会議も実施し、計画書をまとめてまいりました。本日は、協議会でのご意見や国との協議を踏まえ修正した内容を中心に、概要版と本編計画案によりご説明申し上げたいと思っておりますので、よろしくご説明致します。概要版は資料 4、本編は資料 3 となっています。

それでは、資料 4 概要版の P1 をご覧ください。

「1 章 計画策定の背景と目的」につきましては、特に前回協議会より修正している部分はございません。

次に P2 をご覧ください。

「2 章 堺市の地域特性」です。本市の地帯構造に影響を受けながら、各時代に生まれ発展した歴史文化について、再整理をしております。

まず古代。一つ目は古墳時代までの間ですが、堺の地に人が生活した痕跡は、15,000 年ほど前の旧石器時代に遡ります。

4 世紀末から 5 世紀後半にかけての古墳時代には、日本最大の大きさを誇る仁徳天皇陵古墳をはじめ、大型の前方後円墳が築造され、百舌鳥古墳群が形成されています。

次に古代、飛鳥時代以降になります。長尾街道をはじめとする陸路が整備され、条里制による碁盤目状の土地区画がなされ、727 年には土塔が築かれています。

次に中世です。海外交易港として発展するとともに、種子島に伝来した鉄砲が数年後には堺で製造が始められ、その後、全国一の鉄砲生産地となっていきます。

また、茶の湯は富裕な町衆を中心に発展し、千利休らにより侘び茶が完成され、さらにこの頃、農村部周辺では、こおどりをはじめとする個性豊かな祭礼、行事がはじまったといわれています。

次に P3 ですが、近世です。

慶長 20 年(1615)の大坂夏の陣により、甚大な被害を受けましたが、江戸幕府による復興が進められ、その後、煙草庖丁や鉄砲鍛冶、線香など多岐にわたる商工業の町として発展します。

寛政初年(1790)頃から港の修築が開始され、20 年の歳月をかけて、現在の堺旧港の

原型が完成しました。

次に近代です。

明治維新後、慶応4年(1868)に堺県が設置されました。

明治3年(1870)には、戎島に洋式紡績工場が操業を開始し、また、緞通や煉瓦、紡糸などの関係会社や工場も多く建てられ、工業都市としての発展をみせています。

堺県時代には近代公園の先駆けとなる浜寺公園や砲台場の跡地に大浜公園が整備され、行楽客で賑うとともに、周辺の堺燈台の建造や港湾改修なども進められました。

このように、堺では、南部の丘陵地から海にかけて緩やかに変化する地帯構造に即して、各時代に地域特性に応じた歴史文化が誕生しております。

次にP4、P5をご覧ください。

「3章 堺市の維持向上すべき歴史的風致」でございます。

古代より海に開かれた堺は、中世以降、海を通じて広く世界へと繋がる流通往来の拠点として発展を続けました。さらに複数の街道の基点や結節点として、人・物・情報が集まり、各時代に新しい文化を生み出しています。

このような中、P5に図示しているとおり、様々な時代を背景とした7つの歴史的風致が形成されています。なお、こちらの図につきましては、7つの風致として色分けができないかという国からの指摘もあり、今後、若干の修正が生じる可能性がございますので、ご了承ください。

また、後ほど本編のほうで主な修正部分についてご説明申し上げますが、前回協議会におきまして、「こおどりははじめとする伝統行事・祭礼にみる歴史的風致」というタイトルに「ふとん太鼓」という言葉を入れるべきではないかというご意見を頂きました。このことにつき、国と協議致しましたが、市域全体に拡がるふとん太鼓については、歴史的風致として位置付けるために必要な歴史的建造物やこれに関わる伝統的活動に関する起源、並びにこれを確認できる資料などが整理できていないことから、これまで通り、修正なしでいきたいと考えしております。ご了承ください。

次にP6をご覧ください。

「4章 歴史的風致の維持及び向上に関する方針」ですが、こちらの方につきましては、修正はございません。

次にP7をご覧ください。「5章 重点区域の位置及び区域」です。

歴史的風致の核となる重要文化財や史跡をはじめとする指定等文化財だけでなく、指定等以外の古墳や町家等の歴史的建造物が集積し、本市における歴史的風致の多くが育まれている反面、課題を多く抱え、市の施策を重点的に推進する必要性が高まっている「百舌鳥古墳群及び周辺区域」と「環濠都市区域」を重点区域として設定しました。

次にP8でございます。

前回協議会におきまして、「百舌鳥古墳群の周遊にみられる歴史的風致と、月見祭・百

舌鳥精進にみる歴史的風致について、どういう市街地環境なのかというイメージをもう少し書いておいた方が、区域設定には良いかと思う」というご意見をいただきました。このご意見を踏まえ、中段より下になりますが、「近世より仁徳天皇陵古墳、履中天皇陵古墳、反正天皇陵古墳を中心とした百舌鳥古墳群の周遊が行われ、百舌鳥八幡宮の氏子の集落では、地域の人々により月見祭などの祭礼や百舌鳥精進などの伝統行事が現在まで守り続けられています。このように、百舌鳥古墳群及び周辺区域は、本市が世界に誇るべき有数の歴史的資産を中心として地域の営みが培われた足跡を今に伝える伝統ある市街地であり、これらの歴史的風致を構成する古墳などの歴史的建造物等の分布を踏まえ、これらを包括する範囲を重点区域として設定します」という風に修正しております。

また次に P9 の環濠都市区域についても同様のことが言えることから、中段より、「現在の市街地には、茶の湯にみる歴史的風致の核となる重要文化財の南宗寺仏殿・山門・唐門をはじめ、山口家住宅、大安寺本堂があり、刃物・線香に代表される伝統産業や神輿渡御祭(おわたり)が受け継がれる市街地には町家などの歴史的建造物等が広く分布しています。この地は各時代に生まれ、現在まで受け継がれた様々な伝統を知り、触れることができる市街地であり、これらの建造物を包括し、さらに伝統を今に伝える環濠に囲まれた範囲を重点区域として設定します」という風に修正致しました。

次に P10 をご覧ください。「6 章 文化財の保存又は活用に関する事項」です。

ここは文化財の保存・活用の現況と今後の方針、文化財の修理（整備）に関する方針、文化財の保存・活用を行うための施設に関する方針、文化財の周辺環境の保全に関する方針などを記載しております。

P11 をご覧ください。「7 章 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理に関する事項」です。

基本方針に基づく歴史的風致維持向上施設の整備又は管理に関する基本的な考え方として、まず、歴史的風致の形成にあたって核となる歴史的価値のある建造物の保存や修理を行うとともに、これら建造物を中心に創り出される良好な景観を維持向上させるため、周辺環境の向上を目指します。

また、これらの歴史と伝統を反映する人々の活動に対する支援として、伝統産業を守り伝える人々、並びに百舌鳥古墳群の周遊を支える人々の活動を支援するとともに、環濠(内川、土居川)、古墳をはじめとする歴史文化資源を巡る回遊性の向上に向け、周遊路、案内板並びに堺環濠都市の中心に位置し、回遊の基軸となる阪堺線の停留場などを整備・改修します。

さらには堺の歴史文化資源の魅力を市内外に発信するとともに、歴史文化の情報発信・交流の拠点となる展示・交流施設や体験学習施設などの施設整備を進め、訪れる人々に本市が持つ歴史的風致の魅力を伝え、共感を育み、永く未来へと継承できるよう取り組む考えのもと、4つの課題・方針に即し、表のとおり、取り組み内容を整理しております。

次に P12、P13 をご覧ください。

百舌鳥古墳群及び周辺区域では、百舌鳥古墳群史跡整備事業や高林家住宅の保存修理事業、視点場の整備に関する調査検討、百舌鳥古墳群水質改善事業、市民と協働した古墳の保存管理に向けた取組み、百舌鳥古墳群に関する情報発信、さらには百舌鳥古墳群周辺案内板の整備、百舌鳥古墳群ガイダンス施設の整備といった取組みを位置づけております。

次に環濠都市区域です。歴史的建造物保存修理事業、まちなみ再生事業、ザビエル公園再整備事業、宿院町公園再整備事業、阪堺線停留場美装化事業、紀州街道沿道の景観づくり(阪堺線沿道の植栽帯の改善)、次に環濠都市区域内における案内板の改善、自転車を活用した回遊性の取組み、文化観光拠点整備事業といった取組みを進めていくこととしております。

また、その他にも、重点区域を含む市域全体に関する事業として、堺市地域文化遺産活用活性化事業、ボランティアガイドの育成・支援、堺市地場産業振興事業補助事業、堺市伝統産業後継者育成事業補助事業、堺市ものづくりマイスター制度、史跡・重要文化財等公開事業、学校教育の場での茶の湯体験(堺・スタンダード事業)を位置づけております。

本計画は認定より 10 ヶ年を事業期間として、その間にも進捗報告が必要となっております。

次に P14 をご覧ください。「8 章 歴史的風致形成建造物に関する事項」です。

歴史的風致形成建造物に関する事項を記載しております。現段階において、まずは井上家住宅(鉄砲鍛冶屋敷)を位置づけていきたいと考えておりますが、その指定の基準や条件をここで記載しております。

以上で概要版での説明は終わらせて頂きます。

次に資料 3 の計画案について、大きく修正した箇所につき、ご説明申し上げたいと思います。修正箇所は網掛けで示しております。

まず P3 をご覧ください。

国との協議を経て、計画案が整ってまいりましたので、これまでの計画策定の経緯及び予定を追記しております。

P16 をご覧下さい。

ここでは前回協議会においてご意見頂きました大和川の付替えによる進展の部分について、網掛けのとおり追記しております。

次に P20 をご覧下さい。

P20 から P28 の文化財の記載について史跡を中心に記載しておりましたが、各分野にわたってバランスよく記述していただきたいとの国の指示を受け、美術工芸品や名勝・記念物についても追記いたしました。

次に P41、P42 をご覧ください。

月見祭の活気ある様子がわかるよう、写真を含め、追記しております。また、協議会でのご意見を踏まえ、P43 にふとん太鼓の運行ルートを図示致しました。

次に P52、P53 をご覧ください。

おわりにつきましても同様に、修正しております。P52 下段からですが、「神輿は数百 m にも及ぶ列をなしながら紀州街道を南へと進む。その道中は見物人で賑わい、活気に溢れている。市境にあたる大和川に到着すると、神輿だけが大和川の中心部に進み、大阪側から堺側への「ひきわたし」が行われる。そこから、紀州街道を更に南へと進み、町家が多く残る北旅籠町周辺を過ぎると、チン電の愛称で親しまれる阪堺線のある大通りが見えてくる。街道沿道にはチン電のほか、ザビエル公園の愛称で親しまれる戎公園もみられる。大行列は各町ごとの印が描かれた提灯を掲げた家々の前を通り、日が暮れかけた頃、ようやく神輿が御旅所である宿院頓宮へと到着する。その行列と見守る観客は隣接する宿院町公園をも覆いつくす。そして、頓宮祭、荒和大祓神事が行われた後、住吉大社へと戻り、半日をかけて盛大に行われる神輿渡御祭が終焉を迎える。」といったように、祭りの様子がより伝わるよう、文章や写真、図を工夫して、修正致しました。

次に P64 をご覧ください。海浜部の行楽にみる歴史的風致について、浜寺公園をあげておりますが、前回協議会で「浜寺公園は古くから名高き名勝地として知られ、明治以降も近代公園として保全されているところが、この公園の素晴らしさの一端。」といったご意見をいただき、この公園の良さ、あるいは現在の行楽の様子などが伝わるよう、網掛けの部分のとおり追記・修正しております。

次に P111 をご覧下さい。歴史的風致の維持向上に向けた取組みについて、第7章として記述しております。この間、国との協議を経て歴史的風致維持向上に寄与する理由に基づき事業の内容を整理しております。

P137 をご覧ください。前回協議会において、文化観光拠点に関して与謝野晶子関連施設の記述が盛り込まれていないことなどのご指摘を頂きましたが、与謝野晶子につきましては、本計画における歴史的風致との関連性がないことから、計画書への直接的な記載はできないということで国から指示がされております。ご了承ください。

最後になりますが、P141 をご覧ください。

歴史的風致形成建造物指定候補として、井上家住宅、通称鉄砲鍛冶屋敷を追加で記載致しました。

以上でございます。

田村会長：ただ今これまでの協議会で頂きましたご意見にもとづき修正し、あるいは国との協議で指摘された点を修正した箇所等を説明したわけですが、ご意見なりご質問がありましたら頂戴したいと思います。僕から1つだけ小さい話で恐縮ですが、概要版でP2に古代というのがありますが、今、竹内街道は1400年記念の行事を行うことになり、明日からキックオフイベントが始まるのですが、長尾街道と竹内街道の順番を逆転することは具合が悪いですか。歴史的には長尾街道の方が古いのか、それともほぼ同時

代なのか、竹内街道を最古の官道として明日から展開することになっているので、ひっくり返せないのかと思ひまして。

文化財課：おそらく同時に整備された官道だと思われませんが、調べてみます。記述の前後につきましても検討させていただきたいと思ひます。よろしいでしょうか。

田村会長：簡単にぱっとわかる話ではないのですね。調べてやってください。身内の話ですみません。ご意見ご質問ありましたらお願いします。

小松委員：内容についての意見をもう全般的に始めているということでしょうか。

田村会長：冒頭申しましたように、かなりフィニッシュに近づいてきており、細部であろうが、大きい話であろうが、あと何回もやっている状況でもないので、スケジュールについては後に説明があると思ひますが大詰めになっています。そういうことで気になることがあればなんでもご意見ください。

小松委員：概要版の P11 の 4 行目に、環濠や古墳をはじめとする歴史文化資源を巡る回遊性の向上というのがありますが、環濠が復活しないと回遊できないのではないのでしょうか。そのことについてはどこかに明記されるのでしょうか、明記されていないように思うのですが。歴史的な景観を整備していくなかの建造物としての井上家住宅はもちろんだと思うのですが、環濠そのものについても方法を書いて欲しいなと思ひます。それと先ほどから言われていますが、堺の町が変化しつつあるなと感じています。昨日は錦小学校の資料の見学と講演会、その前に錦の町を探検しようと言う私たちの社会科の仲間の集まりを持ちました。30 人くらいの参加があつて、結構反響があつて地元からも来てくださつて、また地元をちょっと離れたところからも参加があつて、その方たちは町がいい方向に変わりつつあるなということをおられて、私も歩いてみてすごく思ひました。山口家住宅に人が集まるようになっていて、その周りがすごくすっきりして、お花屋さんなどもすごくきれいなショップを出すなど、住民がいい方向に変わっていきたいという、そうすると自分も生きるし周りもいい、そういう評価が高まっているという雰囲気を感じるので、この事業というのはいっと宣伝して頑張つてやっていけば、もっと堺は変わっていくだろうなと思ひるので、ぜひともがんばっていききたいなと思ひています。そういう変化を作っていくうえで、堺の旧市の北のあたりを間違えなく変えていくというのははっきりしていますが、先ほど晶子さんのことは書けないとのことでしたが、例えば山口商店街なんていうのは、今も通る人が、「ここなあ、心齋橋筋より賑わつてたんやでえ、せやけど、シャッター通りやろ」とか本当にそんなこと言う人に会うんですね。そういうところで少しずつ変化も始まっている、そんなことも含めてちょっとしたエリアについての方向性とかも今後は盛り込んでいくことになるなと思ひのですが、私自身の不安は最後の今後整備していくこととして、本編の P141 に井上家住宅しかないですよね。まずこれをするというのは文句なしで良いな思ひのですが、その 10 年間かけてどういう方向に行くのか、その北にある内田家住宅など個人でとにかく頑張っているところもあり、その人たちの努力を公的に支援していくような、すぐに外観だけ修復すれば、まちなみとしての整備、一体的な事業のなかで大きな役割をできるような建造物だと思ひるので、そういうものとかも含めて打ち出していけないのか。10 年間でぼちぼちやっていくのであれば、その中で市

民の声や委員の意見がどう反映されるのか、私たちは期間が終われば意見反映は全くできないのか、不安に思います。もう一つ、清学院や山口家住宅でボランティアさんが頑張ってくださっていてありがたく思ったのですが、清学院にある幕末からの教育的な資料と錦小学校で建物は無いけれど全国的にも貴重な教育資料とを上手く連動させて保存活用する計画についても、ここでは書けないのかもしれませんが、ぜひとも位置付けておいていただきたいと思います。

田村会長：ありがとうございます。一つ目は環濠の復活みたいな話がでないのかということですかね。

小松委員：ここで明記されているのに方法はあるのかということです。

田村会長：事務局お願いします。

文化財課：文化財課の小林でございます。一点目の環濠の復活を計画に盛り込むことができないのかという小松委員からのご指摘ですが、国との協議の中でこの計画が10年間という限られた年限の中での計画ということで、10年間で現実的に可能なものを記載するよというということで、P111からの事業概要のところはかなり細かく現在詰めさせて頂いており、今回は記載しておりません。

田村会長：井上家住宅以外にないのかという点など、その他もまとめてお願いします。

文化財課：現在、北の方で、街が綺麗になっていく中で、山口家住宅、清学院を整備することによって、周辺の方も様子が変わってきているというありがたいお話を頂き、私たちもこの10年間の取組みの中でより一層がんばっていきたいと思っております。井上家住宅だけの記載ですかということに関しては、概要版P14に示している歴史的風致形成建造物の指定の条件として、重要文化財以外の大阪府文化財保護条例等により指定しているものということにしていることで、まずは井上家住宅からと考えていますが、10年間の計画の中で考えていきたいと考えています。清学院と錦小学校にある教育的な資料は、この計画書に盛り込むこと以外のところでも、そういった貴重な資料を地域のみなさんや市民のみなさんに知っていただきたいと考えておりますので、ぜひ小松委員のお力を借りて進めていきたいと思っております。

小浦委員：この環濠都市、それから古墳群あたり重点地区について事業が書かれていますが、その前提は資料4のP4にある歴史的風致とは何かということだと思います。この計画書が歴史的風致の維持向上計画であるので、何でもかんでもやるということではないと考えると、この歴史的風致の価値の向上につながるようなところを見出すことによって位置付けられていくんじゃないかなというふうに、今、小松委員がおっしゃられた内容があると思います。そのあたりがこれまで市の検討の中では、歴史的風致の価値向上という中では少し位置付けできていないということだと思いますが、先ほどの教育資料は、地域の活動にとっても重要なものですし、歴史的な環濠都市の中で人々がどういう生活をしてきたかという観点からも重要で、清学院の資料は商業地だからこそその教育の教科書であり、そういう位置付けの中で考えていけば、読み方によっては展開できるような事業名も入っていると思いますので、そのあたり少し検討頂ければ、おっしゃっていただいたこともある程度は入っているんじゃないかなと思います。与謝野晶子に関してはよくわかりませんが、P4は4色を7色にできないかという議論が

ありましたが、これは妥当な議論すべき課題であると思います。どちらかといえば地域型でこれまで進めてきたが、例えば茶の湯は環濠だけでなく市域全体に点在する資源というものがあるかもしれませんので、7色けれども特に色合いの強いところが百舌鳥古墳群と環濠都市の範囲であるというのが、これは何回もやってきた議論ですが、そこはきっちりと整理をしておく必要があるかと思います。個人的には7色でも良く、特にそれが集中的にあるエリアとしての百舌鳥と環濠都市というのが今回の重点区域であるという考え方は文化的価値にみれば比較的分かりやすいかなと思います。そのあたりは皆さんのご意見もあるかと思います。

田村会長：ただ今の4色か7色かというご意見も含めて委員のご意見を頂戴したいと思います。国との協議でもそういった話があったのですね。

増田副会長：先ほどの小松先生の話をお踏まえて、例えば、資料3の堺市歴史的風致維持向上計画は何なのという頁が無いんですよ。“はじめに”があったりとかですね、計画書の持っている意味はなんなのかと、ところがP1に背景と目的はありますよね、計画の位置付け、計画期間の10年間は書かれているが、その10年の意味など、P111に「これらの基本的な考え方に基づき、以下の各方針に即した4つの観点から歴史的風致の維持及び向上に資する事業を推進する。なお、今後、歴史的風致の維持向上に必要となる新たな事業が生じた場合には、適宜事業を追加していくものとする。」といった少しここに進行管理的なものとか見直しの可能性が書かれていますが、計画期間10年とすると書いていだけで、この計画がどういう意味を持っているのかと。根本的な話になりますが、堺市歴史的風致維持向上計画とは何ぞやということをおまず定義しますよとか、その定義に基づいてその保存活用、維持管理計画を立てるんですよとか、そういうことが本来の目的なんですよとか、計画書としてみた場合にそういった記述がはじめにあるのではないかと、10年の間に必要なことがあれば適宜追加が可能なんですよとか、他の都市で書かれている計画の意義や範囲などが書かれているような事例があるのかどうかということなんですけどね。見ていると、背景だったり、位置付けがあったり、期間があったり、作成体制があるが、そもそも計画そのものが何を指したもののなのかということを書いているところがない。例えばP1で言うと「本市固有の歴史・文化を大切にし、またそれを活かすことで都市の魅力を高め、市民が愛着と誇りを持ち、訪れる人に感動を与えられるようなまちをめざし、総合的な施策をまとめた歴史的風致維持向上計画を策定する。」とあるが、こんな曖昧な総合施策ではないと思うのです。歴史的風致を定義しているわけですから。この辺りがあると、小松先生が言われたことや、10年間でどういう変更なり追加などが可能なのかというあたりが書き込めるのかどうかということなんですけどね。

都市景観室：都市景観室の室谷でございます。今の増田委員のお話で、国と今まで協議してまいりまして、本計画を作るのに時間を要しすぎるといこともいけませんし、10年間で歴史的風致の維持向上の観点において追加すべき事項等が生じた場合には変更が可能と聞いておりますので、今後、進行管理をするなかで、必要性が生じれば国との協議の中でそういったことも可能かなと思っております。

田村会長：増田先生がおっしゃったことはそういうこともありますが、それも含めてもう少しあ

いまいな状況ではなくて、きちっと P1、P2 あたりで触れておくべきではないかというご意見だったと思うし、私もそう言われれば、そうかなと。どうでしょうか。

宗田委員：他の町で作っている歴史的風致維持向上計画をみると、基本的には文化庁と協議しながら方針を決め、国土交通省にお願いして事業と建造物の予算を10年間つけてもらうことになっています。申し上げたいことは、この時点でこの計画をどうこうということではありませんが、ここにあげている事業を着々と進めていただければ良いのですが、実は4章の方針にあげている3番目「伝統を反映した人々の活動に関する課題」が私は少し弱いと思うので、今後10年間の間でかまわないので掘り下げていただきたいと思います。この伝統を反映した人々の活動の課題というのは、その前の環濠集落を語っているところで、伝統産業にみる歴史的風致、神輿渡御祭、茶の湯、近郊集落のお祭りの4つを総括して呼んでいます。この計画そのものがエリア、時代、テーマの3次元の組み合わせで計画を作っているわけですので、ところどころでどうしてもどこかで漏れや関係の悪さが出てきますので、そこを上手く繋いでいくことが必要となります。概要版P11では「もののはじまり何でも堺に象徴される伝統の継承と振興」には整備や管理の全てに関係することが載ってくるわけではありませんが、茶の湯、神輿渡御祭など伝統文化については触れていません。伝統文化をどの時点で景観の創出とか文化資源の保護とかといった1番や2番のところであることは当然予想がつきますが、それだけではないソフトの部分を進めていくのかということ、歴史と伝統を反映した人々の活動の支援というところをもう少し手厚く、何らかの別の事業も含めて今後10年間の間で具体的にしていきたい。もう一言、まずいなと思うのが、地場産業振興事業補助事業とか堺市伝統産業後継者育成事業補助事業、ものづくりマイスターという事業があげられていますが、これは京都で言うと昭和50年頃の施策なんです。地場産業が遅れているものとして決めつけて経営の近代化および合理化に関する事業とか、裸電球の下ではたを織っている職人さんに蛍光灯をつけなさいよというのが近代化というようなレベルの話なんです。そういうこととか、ものづくりの後継者の育成、これも大事な話なんです。70歳80歳の職人さんに後継者がいないということにこたえていける時代ではないんですね。世代交代が激しすぎて。若い人は若い人なりにそういう職業選択をしています。むしろ堺の伝統産業という資源がその後どう発展しているかということをつかないと。例えば、刃物はニューヨークのトップクラスのシェフが使っている世界のブランドの包丁になっていますし、ここの自転車屋さんはパリ、フランスでやっている伝統レンタサイクルが堺で造っているとか、すごく発展した堺らしい現代の姿があるんです。歴史というのは今も続いているから価値があるんであって、それを線香屋さんや包丁屋の職人さんに後継者がいないという問題ではなく、堺の自転車がパリで走っている、それも何百台、何千台、堺の自転車がいないとということまでいっているわけです。ニューヨークの3つ星レストランは堺の刃物とか。こういうことがプロモートするということなんです。例えば京都では清水焼という伝統産業がありますが、今は京セラですよ。西陣織も伝統産業ですが、織機、ジャガードですよ、フランスから明治期に輸入した村田製作所は今はロボットやスマホを作っていますよ。堺の町はそういう歴史的風致の維持という中から新しい未来が拓

けているということを前面に出さないと、地域に残った古株の伝統産業の業者が集まって組合をつかって、伝統産業館を作って、そこで刃物をみせるというレベルでやって、ということではパリで自転車を売っている会社は来ませんよ。堺の本当のスケール、歴史の大きさを的確に見せていくことで、この「もののはじまり何でも堺」ということをプロモートしていくと良いと思います。

まだまだ凄いぞ堺はということをおきたいと思います。

田村会長：難しい話ですね。ちょっと違う話をおっしゃっているのではないんですか。確かにおっしゃったことはそのとおりなんですけど。

宗田委員：この計画を直せというわけではなく、この歴史的風致の内容では足りないところがあるのでという気がするという意見です。

増田副会長：今おっしゃっていることは非常に大事で、伝統の継承と振興とありますが、これはある時点の止まった伝統を継承、振興せよと書いてあるが、それを技術的に新しいところに展開していく展開論をきっちり位置付けておくのがよいんじゃないかという、非常にスタティスティックに止まったように見えるということだと思います。

宗田委員：そうです。

都市景観室：すみません、事務局です。先生からご指摘頂いた事業の部分ですが、堺の歴史的風致は3章に記載していますが、それを実現するための施策は多々あると思っています。この10年間で今考えられる事業として国との協議の中で今このような状況になっているということとして、今後、実現可能性などを検討しながら事業の形がみえてくるようであれば、計画変更とかも含めて位置づけていくということも考えていきたいなと思います。

小浦委員：整備又は管理に関する事項の事業対象は重点地区内に限られるのでしょうか。

宗田委員：重点地区でやるものです。

小浦委員：環濠都市と百舌鳥古墳群の2つに限定しているから無理がでているようで、伝統産業についても、自転車などはエリアの外にも立地しているので、そういうこともあるのでこういった結果になってしまっているのかなと思いながら聞いていました。

宗田委員：島津記念館では田中さんのノーベル賞とその研究も置いている、そういった一貫性が環濠都市の中でみれるようになると良いと思います。

小浦委員：堺の中でどういう風に今展開されているのかを示すのが重要だと思います。

宗田委員：これがあつたから現在の工業都市堺になっているということをおっしゃりたい。

小浦委員：文化観光拠点整備というのはそういう話じゃないかと、そういうことですね。

小松委員：歴史的景観につながっていく堺の人々の営みということで気になっていたのが、P4の伝統産業にみる歴史的風致に「刃物・線香など」と書かれています、「など」とされているのでよいのですが、せっかくだから昆布もいれればよいのだと思います。昆布が本文にも一言も書かれていないので、少しでも記述があればとおもうのですが。北海道の昆布を堺が中継地としてここで中継していたのが・・・。

宗田委員：京都でも漬物食品系は所管が違うんですね。経産省と厚生労働省の。

小松委員：でもやっぱり昆布の商店も景観としてもがんばっていますしね。それとP13に、概要版の最後にまちなみ再生事業で寺町の写真がありますが、寺町の記述が足りないよう

に感じています。錦寺町に関しては焼けずに多くが残ったので、堺を代表する観光の写真はいつもここなんです。寺町なんですよね。歴史的な景観がそこは保たれているところだから、こういう良好な歴史的な景観がありますということを積極的に書くというのをしていなかったのかなというように思います。お寺の人にとっては、そういうところに再生事業をしてほしいとは思っていないと思うんです。それを活かして周辺整備すれば、寺町の意味も意義も高まると思っておられると思います。お寺が何故こんなにあるかということで言えば、商業都市として発展してきた、その堺の歴史にも深く関わっているわけだし、今頃になって言うのも申し訳ないんですが、詳しくなくても一言明記いただきたい。それと紀州街道のまちなみは建て替えなどによって歴史的な町並みでなくなってきたという書き方になっていますが、寺町は空襲を免れたから歴史的な景観が残ったけど、大道筋は空襲前の建物疎開で奪われたんだし、建て替えによってというような住民のせいだという書き方はまずいのではないのかと思います。いろいろな条件でなくなりつつあるが、頑張っけて持ちこたえている歴史的な景観を保存修復しようじゃないかという、ちょっとニュアンスを変えたほうが良いのではないのでしょうか。それと今後の10年間で修正していくと言われていますが、その進行管理は役所内部で行われるのか、市民に公開されるものなのかということをお聞きしています。

文化財課： 昆布の件ですが、国とも協議するなかで、歴史的風致の定義として建物と伝統的活動、市街地環境の3点セットとなっており、厳密に選別されました。昆布も自転車も当初書いていたのですが、「刃物や線香など」という表現に変えさせて頂いております。今後の計画の進行管理に関しては、本編 P80 に庁内委員会、それとあわせて歴史的風致維持向上協議会を位置付けて進捗管理や計画変更の対応については考えていきたいと思っております。

田村会長： 今、進行管理やそもそも計画書の定義の話がありましたが、P1あたりにもすっきりと書いてもらうということで事務局よいですね。

文化財課： 国とも協議しながら書きぶりについて対応したいと思います。

田村会長： 4色と7色の議論についてはどうでしょうか。これは難しい議論ですが、宗田先生が三つ軸があるという意見がありましたが、国は何か言っていたのですか。

都市景観室： 歴史的風致維持向上計画は計画の形が決まっています。国と協議しているなかで4つに分けていますが、国の方から7つに分けて欲しいなという指摘がでており、国との協議の中では7色で進めたいと考えています。

田村会長： 7色とはどういう理屈になるのですか。

都市景観室： 堺市には7つの歴史的風致があり、それを百舌鳥、環濠、近郊集落、海浜と4つに色分けしていますが、それぞれに1項目ずつ色分けする方がわかりやすいということで国から指摘を受けています。

田村会長： 今は4色ですね。その言われたものについて直したものではないんですね。

都市景観室： はい、そうです。本来、他の自治体の方でも、まず歴史的風致を定義した中で、堺は7つとなっていますが、堺の特徴として地帯構造に即して展開してきたということの中で4つの地域を前に出した関係でこのようになっています。歴史的風致維持向上計

画をたてるにあたっては、あくまで歴史的風致を 1 つずつとらまえるということで 7 つにしてほしいということで指示をされています。

宗田委員：それで良いと思います。だからエリアは 4 つ、テーマは 7 つ、時代は 3 つという整理になっています。

小浦委員：色付けだけの問題です。

宗田委員：エリアとテーマを一致させると混乱するので、7 色の方が整理が付きやすい。割とこれはまとまってきたと思う。事業や建造物などの形があるものにこの形がわかるようにしていくのかということが重要です。

小浦委員：最初から何回も言っている議論で、エリアベースで書くのか、価値ベースで書くのかということでしたが、市の方がエリアベースでやりたいということでどうぞと言っただけで、価値で書いたほうが分かりやすいねと国が言ったので、じゃあ価値で書きましようというのであれば、そうしましようというだけです。堺市としてそれがわかって書いていること、また皆にわかるように伝えることが重要だと思います。

田村会長：今日の資料はそうならないということですか。

都市景観室：先ほど事務局からご説明しましたように、現在は 4 色のままであり、国からの指摘を受けて今後 7 色に修正していきたいということです。説明不十分で失礼しました。

田村会長：荒井委員、退席される前に一言お願いします。

荒井委員：計画の進行管理につきまして、P80 の内容や新たな事業が出てきたときに適宜見直すという記載は、目立つように前出ししていただければと思います。

増田委員：非常に大きな御指摘を宗田先生からいただいて、地場産業振興事業、伝統産業後継者育成事業というのはスタティスティックなものなのか、それとも展開論までも含んだ概念なのか、やはり根拠を、留まっているのではなく、そこにルーツがありながらも技術開発がどんどん展開していくというほうが良いように思います。堺の発展も考えていくと、そのあたりをどう理解するのかということなんですね。

田村会長：中身の説明ができますか。今日、その所管の人は来ていませんが。

世界遺産推進室：以前に産振で仕事をしておりましたので説明します。御指摘いただいているように、この伝統産業をつぶさないようにということでこの 3 つを考えています。地場産業振興事業というのは主に各団体への制度です。この中でも後継者育成をおこなっていたのですが、それだけでは弱いということで賃金の一部を補助しようというものであります。宗田委員が言われたように京都とか伝統産業など、どこともやっている事業を私どももやろうということでありまして。マイスター制度は、人や技術を顕彰しているというものであります。その中で特に刃物などはニューヨークやパリなどでの販路拡大のため取り組んでおります。それがここに入るかはわかりませんが、そういうものも必要でしょうし、現実に産業振興局で進めています。その他産業界として取り組むべき課題としては後継者育成もそうなんですが、環境への配慮などもあり、産業振興局でこの計画に盛り込む内容というのは協議検討すればと思います。

宗田委員：付け加えて申し上げたい。私は京都市の伝統産業振興ビジョンの委員をしていたので伝統産業について全く知らないわけではないのですが、歴史的風致維持向上計画が小松委員が先ほど言われたように市民に少しずつ目に見えた形になっている、またそれ

をどこに活かすのか、それを例えば小さな町の歴史的風致維持向上計画のように観光振興、観光客を呼べる観光資源として捉えるのか、それとももっと深い堺のまちの文化的伝統として捉え、そこからあらゆる産業政策が生きてくるような可能性をもったものとして活かせるのかということがあって、堺はもちろん観光の可能性はあるが、それ以上に堺のまちが発展していく大きな可能性をこの歴史的風致が秘めているということです。工業都市堺が文化芸術都市堺に向かって舵を切って、ヨーロッパでは30年くらい前から産業構造の転換によって衰退した工業都市が、まちなみを保全して、文化発展に成功した都市が創造都市、クリエイティブシティと呼ばれている、こうした産業構造の転換を都市のモデルの転換にうまく結びつけるための1つのツールが歴史的風致維持向上計画です。その意味でいくのであれば、この計画はよくできていますが、さらっと書かれている事業について担当までご理解を頂いているかということ、本編のP111を見る限り京都でも青森市でもどこの都市の産業でも同じ内容が書かれているものであり、せっかく堺市の歴史的風致として整理した成果が完全に御理解頂いているとは思えません。田村副市長以下、歴史的風致の計画を使って堺市を創造都市に向けて転換することを議論しているの、産業セクションはその中核を担っていただくということで、ぜひ「もののはじまり何でも堺」という歴史と伝統を反映した人々の活動の支援を考えていただきたいと思います。

小 浦 委 員： 増田先生がおっしゃったように、はじめにこの計画が何なのかということを書いた方が良くと思います。確かに歴史的風致維持向上計画は法律にもとづく計画ですが、逆に作った都市が何を指すのかによって事業の組立や目標が変わるという状況に今なっている、そこがわかるように、はじめにちゃんと書けば良いわけです。その目標に向かって、今はこれだけしか書いていないが、展開として産業にどういう意味を見出していくのかということ、今書けなくても、次の追加修正の機会に書いていくのが良い。計画はただ単にまちなみ修景をしたいだけなのかもしれませんが、目標は大きく、どう転換していくのか、どう歴史的風致の価値を、モノをつくるのが一番の目的はないですね。モノは人々の活動を活性化するための道具であり、そこをきっちりと共通認識するために、「はじめに」ということを書けばよいのではないのでしょうか。全部変えるわけではなく、書いてあることの意義や意図を発展的に向上させていくという趣旨で、「はじめに」を書くことでどうでしょうか。

増田副会長： P1にも書いていますが、非常に矮小化された計画ではないということであり、「そこで、本市固有の歴史・文化を大切に、またそれを活かすことで都市の魅力を高め、市民が愛着と誇りを持ち、訪れる人に感動を与えられるようなまちをめざし」とありますが、歴史的風致維持向上計画を策定することによってこういう展開をするのですよということが、いろいろなところにちりばめられて書いているのです。少し小浦先生もおっしゃったように、どこか計画の大きな目標像と、その中で具体的にできることと、さらに10年間でどういうバージョンアップの仕方があるのか示されれば非常にわかりやすくなるし、この計画が持っている意味そのものが大きな意義を持つのではないのでしょうか。

田 村 会 長： ただ今先生方から頂いた意見で進めるということでしょうか。

都市景観室： はい。背景や目的を含めて、この計画の位置づけなど、再度整理、検討していきたいと思ひます。

田村会長： それと宗田先生が特にご指摘いただいた「もののはじまり何でも堺」の話、ここに関しても市全体の計画であるマスタープランの中では、ずいぶんそういった伝統の上にたったものづくりを重視しており、現代につながっていくことも随分書いています。そういったことを踏まえた上での記述をもう少しすっきりと改善させて頂きたいというのが委員の意見だと思ひますので、よろしくお願ひします。
さて、それから何を論じたらよいでしょうか。

増田副会長： 小松委員の発言にあった「民意によって破壊してきたと読めないように」という記述はどこにあるのでしょうか。

小松委員： 概要版のP6の2段落「歴史的建造物の周辺市街地の環境に関する課題」の2行目に「多くの人々で賑わう紀州街道沿道では建て替えなどにより」とありますが、この字数では書けないなと思ひながら。でも、建て替えより先にここはなくなっていたというのが事実だと思ひますので。

都市景観室： 本編 P69 の下から4行目あたりに「紀州街道の沿道は空き家や駐車場の増加、建替えなどにより」ということを記載しています。右の写真に関しても北旅籠あたりの町並みをイメージして使用しています。

小松委員： どこの停留場ですか。

都市景観室： 停留場の写真の上の写真のことです。これは北旅籠のものです。本計画をつくるにあたりまして、国の方からもいろいろな制限と申しますか、この課題に関しましても次の取り組みにつながるような課題出しをしてくださいということの中で、この課題に関する取組みとしましてはまちなみ再生事業ということで、もちろん地域の方と話し合っただけのことですが、この歴史的景観をどうしていくのかということの中で駐車場の増加、建て替えなどを課題としてとりあげさせて頂いたということでございます。

小浦委員： この委員会の席で国がどう言っているということはあまりどうかなと思ひます。それよりも堺市としてどういう計画を作るかということが重要で、たとえば町並みを今後整備していく、残していく、修景していくことが、地域の活動なり、山口家住宅がひとつ修景されることでその周りが変わっていくなど、そういう効果も実際に目に見えている中で、残されているところを良くしていくということを一つの事業としていくことはあると思ひますが、背景の課題はいろいろな書き方があると思ひます。背景は何かと、営みが変わっていく、今までそこで産業があったものが住宅化していくなど、まちそのものが動いていく中で、人々の選択も変わっていくわけであり、もちろん書き方はあると思ひますが、それは何も国のせいではなくて、その街をどういう風にみなさんが理解するのかということが問題であり、そういう答え方はあまり良くないと思ひます。

都市景観室： 失礼致しました。

田村会長： おっしゃるとおりだと思ひます。考え方として国がおっしゃったかどうかは別として、現実はどうなのかということと、それをどうしていくのかということを考えた場合に、それを気にしながら書かないかということ、そう思っただけにどう書くかという

ことですね。現実には住宅が古くなって建て替えがおこっているわけですが、その建て替えのエネルギーをどう誘導していくのかという発想があればそれなりの書き方ができる。もう一つは駐車場や空き地になっていることが現実的に起きているが、だからどうするねんという、頭の中に対応策があればそれなりの書き方ができるのですが。どうしますか、このあたり、主体的な考えがあれば。

小 浦 委 員： 歴史的風致という中でみれば、伝統産業にみる歴史的風致は場所としての市街地には、かつての産業が残っていて、生活が残っていて、その建て替えといっても、生産機械が入ることで入り口がでかくなったりとか、刃物を後ろでやっているけれども前の住宅が建て変わっているなど、ただ建て替えというのではなく、そういう地域の営みが変化する中で起こってくる土地利用の変化とか、何かそういう説明がどうかと。

宗 田 委 員： それを言うんだったら、そもそも都市計画を決めたときに高い容積率で、不燃化とか木造建築禁止とかではないのでしょうか。

小 浦 委 員： ここは住居系の用途地域になっています。たぶん都市計画としては本来準工のような用途地域がかかっていたと思いますが、しかも都計道路が延々と拡張しないために、片側だけは変わらないということがあって残ってきた、都市計画がいい間違えをしたところですよ。

田 村 会 長： まず戦災に遭っていないということで、とても古いですよ。

小 浦 委 員： 北側の一角だけで、紀州街道全体でみればいろいろなことが起こっています。ここで意識しているのは北旅籠、ここを意識して書いていることがわかるように表現するのが良いのかもしれない。環濠都市全体としては違った要因でかわっているきるので。

田 村 会 長： そうですね。正確に言えばお渡りで賑わう紀州街道の沿道といっても2つある。宿院近くまでは大道筋ということで正確な表現でないのかもしれない、むしろ現場のことを知っている人は迷うかもしれません。このあたり整理をさせていただくと、どんな対応ができるのかということを書くときに意識する必要があるのだろうと思います。建て替えることが悪いというつもりはないでしょうが、そういう議論があったことを踏まえて書く必要があるということかなと思います。

都 市 計 画 部 長： 大道筋、紀州街道は、大和川から綾ノ町電停までは戦災復興でも若干残ったところがあります。そうした中で家が残り、若干建て替え等が更新している状況です。重点地区において町家のまちづくりを進めていくことを地元もかなり積極的にすすめており、また勉強会も進めています。綾ノ町から御陵前の駅については太平洋戦争で焼け野原となり、そこで東側のところの南北が基本的には紀州街道であり、そこから50m、当時の都市計画決定により、焼け野原になったいわゆる防災上の観点から、町の骨格作りをしていこうということで、やはり全国的な名古屋を筆頭に延焼防止という視点で南北の軸を作ったことで、その昔の面影を消失したのかなということ、それまでの街道にみあう道路整備をすすめながら、昔の面影は美々卯のうどんの景観賞など、そういったものを作りながらまちづくりは進んできたのかなという考え方でありませう。そこから南側は、船待神社、港、やっさいほっさいの石津太神社、南側の浜寺公園まである一定の紀州街道の面影が残っています。対象となっておりますのは、旧の

市街地の環濠のエリアに関しては、展開としてはザビエル公園、宿院の公園、阪堺鉄軌道に関しても昔を偲ばせるような碑をつくったり、いわゆる堺を顕彰できるような事業展開をしていこうというような考え方で結びつかないかという想いでまとめさせていただいているのが状況です。従いまして、私どもの考え方としましては小松委員おっしゃったような紀州街道沿道というのは全域にわたってこういう状況ではなく、やはり重点区域における綾ノ町北側ではこういうところがみられるという課題として認識して、大道筋の今の状況を最終的にはメイン通りの位置づけとして、周辺環境に応じた沿道環境含めたまちづくりが課題であるというような表現方法もあかなと考えております。

田村会長： さらにご意見、ご質問等ございますか。

宗田委員： 計画を変えるというものではありませんが、感想ということで申し上げたいと思います。最後にガイダンス施設というのが出てきますが、世界遺産のこともあるのでガイダンス施設や世界遺産センターが不要だとまではいわないのですが、ガイダンスというのは非常に単純な解決策だと思います。同じ歴史的風致維持向上計画で京都市が整備したのが上七軒の歌舞練場、どこにあるんだと京都市民も思いましたが、そんなものをなおすのにこんな大きな計画を作ったと思っていて、それが「舞妓 Haaaaan!!!」という映画で使われて、それでうけた後、いわゆるパフォーミングアートの拠点として学生さんに使われるようになり上七軒がすごく浮かび上がってきた。A級B級の舞妓さんは祇園にいるんですが、上七軒はほとんどもどきがいるんですけど、それが観光資源や文化資源となり、一気にまちが活性化したというのがあって、歴史的風致維持向上計画をこんな不真面目なものに使っていいのかという感じはありますが、効果は絶大であったというのがあります。そういうような隠れた資源が堺にあるのか知りませんが、それを見つけて浮かび上がらせることで、まちの魅力に繋がっていくのではないのか、そういう自由な発想で見てくると化ける歴史的風致形成建造物があるかもしれせん。

田村会長： そういうものがあると良いですね。

増田副会長： 今日のもは整理されているので、もう変更するというものではありませんが、本編 P115 からにある事業の概要について、これが少し理解しにくいのが、この計画策定を機につくられた事業と、従前からある事業が共存しています。従前からあるものも、そのままではなく、この計画に位置付けられることで少し変容していくのではないかと思います。意義みたいなものが、先ほどの地場産業の振興もそうなのですが、地場産業の振興は平成 13 年度から動いているのですが、この計画に位置づけられることでバージョンアップされたり、何らかの方向性が少し変容したりすることが、それが期待していると思うんです。それが変容せずに今のところまじめに書いているからだと思うんですが、維持向上に寄与する理由の書き方をもう少し拡がりというんですか、周辺市街地への波及効果があるとか、まちなみ形成の規範となり波及効果があるとか、もう少し積極的に書いてもいいのかなと思います。位置づけたことによって変容していく可能性をチェックいただければなと思います。

田村会長： ありがとうございます。どうですか、おっしゃっている意味はよくわかると思うので

すが、書きぶりをかわってくるものがいくつかあってもいいなという希望を込めておっしゃった話だと思うのですが、そういった努力していくということによろしいですか。

事務局： 了解しました。

増田副会長： 例えばの話ですが、P128 の宿院公園の記述での歴史的風致の維持向上に寄与する理由というのは、「園内の樹木等を整理するなどにより、より良好な景観を創出し、頓宮周辺の環境が改善されることから、歴史的風致の維持向上に寄与する。」という非常にネガティブなんです。もう少し歴史的風致とどう関連付けて樹木整理をしたり植栽整理をしていくのかということで、今、樹木が荒んだ状態にあるから単純に整理すれば景観の向上につながるということですが、もう少し歴史性をどう関連づけるのかということで、間違っていないが、非常にきまじめに書かれているので。

田村会長： 対応できますかね。理由を書くということは決まっているのですか。

事務局： そうなっています。

田村会長： 積極的なところはどう書きましょうか。理由を書きなさいということで、理由を書いているということだと思いますが。

文化財課： 増田先生ご指摘のように、国との協議や所管との協議をまじめに書いているので、その部分は、国や所管との協議の熟度をあげながら検討していきたいと思います。

田村会長： 公園に限らず全てについて直せるところ直していただけますか。

文化財課： このタイミングの中で申請までにとすることはなかなかむずかしいと思うのですが、充実させるところは充実させます。そのあと、熟度を上げていけるところは上げていくということでご理解いただきたいと思います。

田村会長： その他ありますでしょうか。第5回ということでフィニッシュということでありながら、今日もすごい議論が続いて大丈夫かいなと思いましたが、根本的な話ではないということですね。ありがとうございます。

それでは、次のスケジュールの説明をお願いします。

5-3. 今後のスケジュールについて

文化財課： 資料5をご覧ください。本日は説明不足のところもありまして、若干思いが伝わりきれていないところもございました。本日頂きました事項、ご意見を修正し、委員持ち回りさせていただき、修正のうえでパブリックコメントで市民のご意見を聞いてまいりたいと考えております。申し訳ございませんが、本日のご意見について事務局で案を整理させてください。そのあとパブリックコメントをむかえまして、できれば、8月、9月頃に第6回協議会を、会長からも不安の声もありましたが、できればパブリックコメントを踏まえて、意見を整えて、最終の報告という形にさせて戴ければと思います。その後国へ申請し、出来ましたら年度内に国の認定を受けたいと考えております。

どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

田村会長： 時間もまいりましたので、最後のご意見にさせていただければと思いますが、いかがでしょうか。特に無いと言うことで、それでは、本日のご意見を踏まえて、必要な手

続きを進めるよう、事務局よろしく願いいたします。これで議事を終了し、進行を事務局にお返しします。

5-4. 閉会

事務局：田村会長、ありがとうございました。委員の皆様にも貴重なご意見をいただき、ありがとうございました。これにて本日の協議会を終了いたします。本日はお忙しい中ご出席いただきまして、誠にありがとうございました。